

空気調和設備保守点検業務仕様書

- 冷温水発生機 ・ クーリングタワー （点検項目は別紙参照）
見積金額は一括メンテナンス方式の保守契約料金です。
切替及び点検、サービスコールについての技術料、出張交通費は無償となりますが、交換部品代は実費となります。
次の項目は契約外です
 - a 配管系統の修理、交換
 - b 冷却水系薬品洗浄
 - c 冷却塔ファン、モーター修理、交換
 - d 点検項目以外の作業
- ポンプ類
保守点検、サービスコールについての技術料、出張交通費は無償となりますが、交換部品代は実費となります。
- ユニット形空調機 ・ ファンコイル ・ 全熱交換器
保守点検、サービスコールについての技術料、出張交通費は無償となりますが、交換部品代は実費となります。
- 空冷式パッケージ形空調機
保守点検、サービスコールについての技術料、出張交通費は無償となりますが、交換部品代及び冷媒ガス充填は実費となります。
フロン排出抑制法に伴う簡易点検（3ヶ月ごと）は無償となりますが、交換部品代は実費となります。
なお、人材開発センター実習場のパッケージエアコン（ACR-3）は、3年に1回の定期点検の対象ですが、令和9年度実施予定です。
- 溶接ヒューム除去システム（SMOG-HOG洗浄メンテナンス）
SH-40XB-PE-EC型×2台 集塵部洗浄 8セット
メンテナンス時、修理及び故障部品等発生した場合は、実費となります。
- 木工集塵装置定期点検項目
 - a ファン検査
 - ・ ケーシング、ローターの状態
 - ・ ベルト、プーリーの状態
 - ・ 軸受けの状態
 - ・ ファン回転数、電流測定
 - ・ 安全カバー及びその取付け部の状態
 - ・ ファン性能検査 各枝ダクトの風速測定
 - b ダクトの検査
 - ・ 外面の摩耗腐食、くぼみ等の状態
 - ・ 接続部の状態
 - ・ 内面の摩耗、粉塵等の体積の状態
 - c 装置本体の検査
 - ・ 本体部の摩耗腐食、破損体積の状態
 - ・ 点検窓のパッキン、クランプの状態
 - ・ ホッパースライドゲートの状態

※部品交換修理等が生じた場合は実費となります。
- 送風機類
 - ・ モーター絶縁チェック
 - ・ ベルト張り、芯出し調整
 - ・ 運転状況確認（異常音 振動 発熱）
- 遠赤外線暖房機
 - ・ 真空度の測定確認
 - ・ スモークの測定確認
 - ・ 排ガス温度の確認
 - ・ フレーム電流値測定確認
 - ・ ガス漏れ点検（機器側）
 - ・ 真空ポンプの異常音・振動の確認
 - ・ 安全装置の作動確認
 - ・ 放射管の点検
 - ・ 反射板・ルーバー取付けの点検
 - ・ 不良品・交換必要部品の点検

冷温水発生機の点検整備項目

A. 本体関係

1. 機器周辺の状態の確認
2. 外観（変形、塗装、発錆）の確認
3. 基礎への固定の確認
4. 水平度の確認
5. パラジウムセルヒーターの作動の確認
6. 真空排気（発生ガス質、量、リークの有無）の実施
7. 温度測定の実施
8. 補助吸収器の作動の確認
9. 溶栓の確認
10. 燃焼時間の測定
11. 溶液ポンプの運転電流測定、サーマル設定値の確認
12. 異常音、過熱、振動の確認
13. 冷暖切替弁の作動の確認
14. 真空バルブの増し締め、パッキン類の確認
15. 溶液及び冷媒のサイクルの確認

B. 電気制御

1. 端子台の増し締めの実施
2. コネクター類の接触の確認
3. 機内補機の作動の確認
4. 各制御弁の作動の確認
5. 電源の確認
6. 冷温水温設定の確認
7. 各制御の確認
8. センサー部、伝熱グリス、液の確認
9. IF、感震器、その他保護装置の確認

C. 燃 焼 関 係

1. 燃料漏れの確認
2. 排気漏れの確認
3. パッキン、ガスケットの確認
4. 排気分析の実施
5. バーナー設定値の測定、調整、(燃焼圧、風圧) の実施
6. 燃焼制御系、空気制御系の確認
7. 各種ストレーナー、フィルターの確認
8. 点火系の確認
9. 炎検出装置の確認
10. 各関連補器の作動の確認
11. 機械室の吸排気状況の確認

D. 冷 温 水・冷 却 水

1. 冷温水流量、圧力の確認
2. 冷却水流量、圧力の確認
3. 冷温水系、冷却水系の水漏れの有無の確認
4. 冷温水ポンプ型式、運転電流、サーマル設定値、絶縁測定、異常音、過熱、振動の確認
5. 冷却水ポンプ型式、運転電流、サーマル設定値、絶縁測定、異常音、過熱、振動の確認
6. 補給水の確認

E. 冷 却 塔

1. ボールタップの作動の確認
2. 散水器の作動、発錆、下がり確認、清掃の実施
3. 水処理 (ブローダウンの設定、水処理剤の投入、その他) の確認
4. ファンモーター運転電流、サーマル設定、絶縁測定、過熱、振動の確認
5. ファン損傷、リベット、発錆確認、ファンベルトの確認
6. 充填材の確認
7. 水滴消音板の確認
8. 水抜き、水張り、清掃の実施
9. 冷却水サーモスイッチ作動の確認

空 気 調 和 設 備 保 守 点 検 業 務 基 準 表

NO.1

機 器 名	系統・機器番号	設置場所	点 検 項 目	実施時期	
				年1回	年2回
吸収冷温水機 ※1	RH - 1	空調機械室	メーカー保守点検要項による		○
冷温水ポンプ (川本製作所)	PCH- 1	〃	〃	○	
	PCH- 2	〃	〃	○	
	PCH- 3	〃	〃	○	
	PCH- 4	〃	〃	○	
冷却水ポンプ	PCD- 1	〃	〃	○	
空調補給水 ポンプ	PWU- 2	〃	〃	○	
ユニット形空調機 (管 理 棟) (東洋製作所)	ACU- 1	〃	フィルター・制気口類	○	
	ACU- 2	受水槽・消化ポンプ室	〃 〃	○	
	ACU- 3	2F 自動車整備科教室	〃 〃	○	
	ACU- 5	2F 木造建築科教室	〃 〃	○	
	ACU- 6	2F 空調機械室	〃 〃	○	
	ACU- 7	3F パソコン実習室	〃 〃	○	
	ACU- 8	3F 空調機械室	〃 〃	○	
ユニット形空調機 (実 習 棟) (木村工機)	ACU-10	製図室 天井裏	〃 〃	○	
	ACU-11	ハードウェア 〃	〃 〃	○	
	ACU-12	制御実習室 〃	〃 〃	○	
	ACU-13	プログラム実習室 〃	〃 〃	○	
ファンコイルユニット (木村工機)	管	FCU- 1 × 1	3F ホテルビジネス実習室	〃	○
	管	FCU- 2 × 2	1F 玄関 ホール	〃	○
	管	FCU- 3 × 2	3Fホテル 和客 洋客室	〃	○
	実	FCU- 1 × 2	2Fコミュニティエリア	〃	○

※1 吸収冷温水機は冷暖房切替時に1回点検を行いますので年2回になります。

・フィルター ・制気口類 ACUのフィルターは交換及び清掃 その他は点検及び清掃です。

機器名	系統・機器番号	設置場所	点検項目	実施時期
				年1回
全熱交換器 (管理棟) (三菱電機)	FEX - 1	3Fホテルビジネス科実習室	フィルター	○
	FEX - 2		〃	○
	FEX - 3	2F映写室となり	〃	○
全熱交換器 (管理棟)	FEX - 1	2F人材開発センター実習場	〃	○
	FEX - 3	1F 測定実習室	〃	○
送風機 (管理棟) (荏原製作所)	FO-1(吸気)	空調機械室	メーカー保守点検要項による	○
	FE-1(排気)	空調機械室	〃	○
	FO-2	受水槽・消火ポンプ室	〃	○
	FE-2	受水槽・消火ポンプ室	〃	○
送風機 (実習棟)	FO-1	メカトロニクス科実習場 1F	〃	○
	FE-1	メカトロニクス科実習場 1F	〃	○
	FO-2 (西側)	自動車整備科実習場 1F	〃	○
	FO-3 (東側)	自動車整備科実習場 1F	〃	○
	FE-2 (東側)	自動車整備科実習場 1F	〃	○
	FE-2 (西側)	自動車整備科実習場 1F	〃	○
	FO-4	電気室 2F	〃	○
	FE-3	電気室 2F	〃	○
	FO-5	溶接科実習場 2F	〃	○
	FE-4	溶接科実習場 2F	〃	○
	FO-6	木造建築科実習場 2F	〃	○
	FE-5	木造建築科実習場 2F	〃	○
	FO-7	材料切断保管庫 1F	〃	○
	FE-7	材料切断保管庫 1F	〃	○
	FE-6	倉庫 1F	〃	○
	FE-8	車庫(ELV) 1F	〃	○
	FE-9	馬力試験室 1F	〃	○
	FE-10	工具室・倉庫 1F	〃	○
FE-11	コンプレッサー室 1F	〃	○	
FE-12	工具室・倉庫 2F	〃	○	
溶接ヒューム除去システム	FU-1(2台)南・北	2F 溶接科実習場	メイコー商事 〃	○
木工集塵装置	集塵用ファン 他	2F木造建築科実習場 外部	大和産業 〃	○
遠赤外線暖房機	実習棟1~2F	自動車15メカ9住3溶2	日本ビルコン 〃 29台	○

※ 年1回についての実施期間については担当者と協議のうえ決める。

別表

空気調和設備メーカー一覧

	機 器 名	乙が行う事項	メーカーサービスマンが行う事項	メーカー名
一 体 型	吸収冷温水機 (アロエース) (1・2・3号機)	運転状況の監視	メーカー選任サービスマンで なければできない事項	東京矢崎エンジニアリング 株式会社
		冷却塔の水質の 監視	特殊専用計器類による測定	
		本体外観確認		
	ポンプ類	点検項目全て	なし	
	ユニット形空調機	点検項目全て	なし	
	ファンコイル	点検項目全て	なし	
単 体	空冷式パッケージ形 空調機	点検項目全て	なし	
		全熱交換器	点検項目全て	なし
単 体	送風機類	点検項目全て	なし	
単 体	溶接ヒューム除去システム	運転状況の監視	メーカー選任サービスマンで なければできない事項	株式会社メイコー商事
			特殊専用計器類による測定	
単 体	木工集塵装置	運転状況の監視	メーカー選任サービスマンで なければできない事項	大和産業株式会社
			特殊専用計器類による測定	
単 体	遠赤外線暖房機	運転状況の監視	メーカー選任サービスマンで なければできない事項	日本ビルコン株式会社
			特殊専用計器類による測定	

空気調和設備保守点検業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上越テクノスクールの空気調和設備保守点検業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し空調設備の冷暖房切替及び保守点検業務（以下「業務」という。）を委託し、乙はこれを受託し誠実に実行する。

（契約業務の内容）

第2条 この契約に基づく業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に基づく業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。

年額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（契約保証金の納付及び返還等）

第5条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第13条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、本契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約業務の再委託)

第7条 乙は、第三者(以下「再委託先」という)に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(点検結果報告書の提出)

第8条 乙は、作業を実施したときは、点検結果報告書を甲に提出しなければならない。

(委託料の支払方法)

第9条 乙は、第2条の業務完了毎に甲に報告書を提出による甲の検査合格の後、それに対する委託料を甲に請求するものとし、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(資材等の負担)

第10条 乙は、各種点検の結果、不備と認められる事項について甲に通知し、甲乙協議のうえこれに対処する。

(業務の遂行)

第11条 乙は、業務を行うにあたり、事前に作業の実施時期等について甲と調整し、その承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、あらかじめ書面による甲の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契

約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(契約の解除)

第 13 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 甲の委託方針が変更されたとき。

(3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第 1 号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 14 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日

から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(契約の変更)

第 16 条 この契約の期間内において、第 2 条記載の契約対象物件に種類、数量の変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ委託料金を改訂する。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この契約成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟県上越市大字藤野新田 3 3 3 番 2

甲 新潟県

新潟県立上越テクノスクール校長

乙